

犯罪被害にあわれた方を、地域で支えるために 豊橋市犯罪被害者等支援条例を制定しました

令和8年10月1日施行

犯罪被害にあうことで、ある日突然、様々な悩みが降りかかってきます

事件のショック等による
心身への影響

治療・転居・失業等による
経済的な負担

周囲の言動による
二次被害

住まい・仕事・学校など
生活への影響

捜査・裁判への対応にともなう
精神的・時間的負担

その言葉、その行動が「二次被害」になってしまうかも…

あなたにできる4つのこと

✓責めない ✓無理に聞かない ✓広めない ✓本人の気持ちを尊重する

市民の皆さんができること

被害者の心に寄り添い、安全・安心に暮らすことができるための配慮を

- ・いつもどおり接する
- ・被害について無理に聞き出さない
- ・うわさ話や曖昧な情報を広めない
- ・必要に応じて相談窓口を案内する

事業者の皆さんができること

犯罪被害にあった従業員が、安心して仕事を続けられるように

- ・休暇取得や勤務時間などに配慮する
- ・被害者のプライバシーを守る
- ・職場での二次被害を防ぐ
- ・従業員への理解・啓発を進める

この条例が目指すこと

条例では、これらを基本理念として定めています。



傷つけない

二次被害・再被害を
防ぎます



支える

必要な支援を
出来るだけ早く届けます



つながる

市、市民、事業者
及び関係機関等が
連携します

条例に基づく支援

犯罪被害に遭われた方の状況に応じて、必要な支援を行います。

1 相談対応・情報の提供等



総合的対応窓口では、お困りごとをお聞きし、市が提供する福祉サービスや保健サービス、愛知県・民間支援団体による支援におつなぎします。プライバシーに配慮した相談環境を用意していますので、安心してご相談ください。

2 その他の主な取組



- ・ 経済的負担の軽減
- ・ 日常生活の支援
- ・ 精神的な被害の軽減又は回復
- ・ 居住及び就労の支援
- ・ 広報及び啓発

3 犯罪被害者等見舞金

給付には要件があります。制度の詳細・申請については、お問い合わせください。

見舞金種類	給付額	対象
遺族見舞金	30万円	犯罪行為により亡くなった犯罪被害者の第1順位遺族
重傷病見舞金	10万円	犯罪行為によって、重傷病（療養期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたもの）を負った犯罪被害者
精神療養見舞金	2.5万円	特定の犯罪行為 [※] によって、精神疾患（療養期間が3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたもの）を負った犯罪被害者

※殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐及び人身売買（いずれも未遂を含む）

困った時はひとりで抱え込まずご相談ください

犯罪被害者等支援 総合的対応窓口

支援制度、相談窓口など、
詳しくはこちら



豊橋市役所 安全生活課 ☎0532-51-2554（平日 8:30～17:15）

